

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 6 承認第3号 功労者等の承認について
- 7 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 8 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 9 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
（認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 6 承認第3号 功労者等の承認について
- 7 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 8 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 9 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 11 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
（認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘
5番	服部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井村 淳 子	8番	中井 政 喜
9番	嶋澤 達 也	10番	花畑 奈知子
11番	熊谷 直 行	12番	上田 富 夫
13番	村田 興 亞	14番	桜井 公 晴
15番	橋本 恭 子	16番	北川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山本 修 三	書 記	木村 和 義
書 記	藤井 仁 美	書 記	西田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
教 育 長	圓尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸尾 満	経 済 建 設 部 長	富岡 慎 一
教 育 次 長	塚原 二 良	財 政 課 長	香田 大 然
監 査 委 員	改發 一 郎		

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申

上げます。

日中はまだまだ暑い日もありますが、ようやく朝夕秋らしくなってきました。議員各位には、極めてご健勝にてご参集を賜り、

本日ここに平成19年第4回太子町議会定例会（第409回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は、平成18年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定を初め条例の制定、補正予算、人事案件など多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。さらに、会期中には平成18年度決算審査のため一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成19年第4回太子町議会定例会（第409回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

観測史上まれに見る酷暑が過ぎましたが、まだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め、表彰、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものであります。

提出いたしました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございます

が、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いします。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回太子町議会定例会（第409回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北川嘉明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番服部千秋議員、6番長谷川原司議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（北川嘉明） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの33日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月5日までの33日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（北川嘉明） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、平成19年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1還元と堅持に関する件を求める意見書及び太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地

図訂正等を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日町長から議案20件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

なお、このうち一部誤植があったので、訂正したい旨届け出がありました。したがって、その正誤表をお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度5月分、平成19年度5月分及び平成19年度6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち、改發一郎監査委員には本日と定例会3日目、4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（北川嘉明） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が6月27日、7月12日及び19日、8月9日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が7月11日及び8月8日の委員会開催分、経済建設常任委員会が7月10日及び8月7日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 同意第2号 教育委員会の委

員の任命につき同意を求める  
ことについて

議長（北川嘉明） 日程第5、同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております井貫正義氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めらるるものであります。任期は平成19年10月1日から23年9月30日までの4年間でございます。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番井

川芳昭議員及び2番清原良典議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(北川嘉明) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(北川嘉明) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

議長(北川嘉明) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

1番井川芳昭議員及び2番清原良典議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(北川嘉明) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 12票、反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第6 承認第3号 功労者等の承認

について

議長(北川嘉明) 日程第6、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき、功労者の表彰を行いたいため議会の承認を求めるものであります。

今年度は、社会功労賞として、昭和62年度より20年の永きにわたり助久自治会長としてご尽力いただきました玉田義朗氏と、平成11年度から8年の永きにわたり太子町消防団長としてご活躍されました小山猛氏について、去る7月27日にまちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでございますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 小山猛さんの功績内容ですが、災害防御活動面において抜群の成果を上げと書いてありますけど、どんな抜群の成果を上げられたんでしょうね。

議長(北川嘉明) 町長。

町長(首藤正弘) お答えします。

この小山さんにつきましては、やはり火災予防、また災害時等々の啓発、啓蒙活動等には本当に尽くしていただきました。また、そうした中で、消防団員等の訓練等にも重きを置かれ、太子町の皆さんが安心して暮らせるまちづくりにご尽力いただいたものでござい

ます。抜群といえますと、やはりそうした日々のご活躍に対する功績というところでございまして、そうした地道な活動はすばらしいものがあつたと私は思っております。

以上です。

議長（北川嘉明） 9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今町長の答弁で大体のことは分かるんです、私小山さんもよく存じております。消防活動に本当にご尽力いただいておりますということは重々承知してありますが、この書き方では、いちゃもんつけるんじゃないんですけど、やはりもう少し書き方があつたんじゃないか、抜群の成果といえどどんなことですかということを探ねるのはごく自然だと思いますよね。本当に永年にわたってご尽力いただいておりますが、ただこの文章を見れば、けちをつけるんじゃないですけど、今町長の答弁されたそういう書き方をしてあげるのが本当に功績が一般の方にも、どなたにも分かるんじゃないかと思ひまして探ねた次第です。だから、その辺についてはどう思われますか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） こうした表彰関係の内容、記載でございますが、私はこの内容で妥当であるというふうを考えております。それは、いろいろと項目を上げ、そうしたことも必要かとも思ひますが、そうした件につきましては、諮問させていただきまして、そうした内容については報告もさせていただいておりますので、この今お手許に配付しております内容で私は十分にご理解いただけると、このように考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第7 選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（北川嘉明） 日程第7、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に太子町鶴747番地1、田中勝明氏、太子町東南719番地8、飯田慶子氏、太子町老原516番地9、佐野芳彦氏、太子町上太田827番地、森川正義氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました田中勝明氏、飯田慶子氏、佐野芳彦氏、森川正義氏、以上の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中勝明氏、飯田慶子氏、佐野芳彦氏、森川正義氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。追って、ご本人には会議規則第33条第2項の規定により後ほど文書により当選の告知をします。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の補充員、第1順位、太子町東南247番地、松尾洋子氏、第2順位、太子町岩見構330番地5、下村正文氏、第3順位、太子町佐用岡561番地、奥村秀子氏、第4順位、太子町下阿曾106番地、奥田重信氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました第1順位、松尾洋子氏、第2順位下村正文氏、第3順位、奥村秀子氏、第4順位、奥田重信氏、以上の方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、松尾洋子氏、第2順位下村正文氏、第3順位、奥村秀子氏、第4順位、奥田重信氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充

員に当選されました。追って、ご本人には会議規則第33条第2項の規定により後ほど文書により当選の告知をします。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第36号から日程第25、認定第8号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

日程第8 議案第36号 平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

議長(北川嘉明) 日程第8、議案第36号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第36号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正でございます。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億1,209万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び町債の追加と地方特例交付金、繰入金、諸収入の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、農林水産業費及び教育費の追加と、議会費、民生費、衛生費、土木費及び消防費の減額であります。

また、地方債の補正については、臨時財政

対策債の一事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第36号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

最初に申し上げますが、執行科目の中で節2給料、節3職員手当、節4共済費の減額もしくは増額につきましては、職員の異動等によるものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費978万8,000円の減額につきましては、収入役の廃止及び職員の異動等によるものでございます。

目13基金費8,662万7,000円の追加につきましては、前年度決算剰余金の積み立てによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費9万2,000円の減額につきましては、職員の異動等及び全国物価統計調査実施市町に該当しなかったことによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費8,965万8,000円の減額のうち、節19の社会福祉協議会補助金15万3,000円につきましては、人件費の追加によるもの、節28繰出金8,895万1,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴うもの、その他の職員の異動等によるものでございます。

目2老人福祉費、節28繰出金2,325万6,000円の追加につきましては、介護保険特別会計の補正に伴うものでございます。

目3老人医療費、節28繰出金3,270万7,000円の減額につきましては、老人保健特

別会計の補正に伴うものでございます。

目5障害福祉費1,160万5,000円の追加につきましては、障害者自立支援対策臨時交付金等の追加及び平成18年度決算に伴う返還金の確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費47万8,000円の追加につきましては、歩行困難な障害児の入園に対応した施設の改修に伴うものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費147万円の追加につきましては、過年度精算及び予防接種の個別接種化に伴う医師の負担増を勘案したことによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費3,056万円の減額につきましては、職員の異動等及び揖龍クリーンセンター大規模改修工事に対する国庫補助が確定したことに伴うものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費332万円の追加につきましては、福井大池の洪水吐下流水路改良及び職員の異動等によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2街路事業費1,305万円の追加につきましては、太子タクシー前の交差点北側の歩道整備工事及び用地取得を兵庫県が追加実施することに伴うものでございます。

目5公園事業費、節17公有財産購入費の総合公園用地購入費30万5,000円の追加は、兵庫県町土地開発公社より買い戻す用地の購入費でございます。

平成19年度国庫補助事業の積算の基礎となる地価公示価格が発表され、平成18年度の価格に比べて下落いたしました。公社から用地を買い戻す際の購入価格は平成14年度に公社が用地を先行した当時の契約価格でありまして、当初予算には取得時の契約価格と平成18年度価格の差額分を町単独事業費として計上しておりましたが、このたびの下落分を追

加する必要が生じ、補正するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費91万2,000円の減額につきましては、職員及び消防団員の異動等によるものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費70万円の追加につきましては、太子東中学校のテニス部、水泳部が全国大会に出場することによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費257万9,000円の追加につきましては、職員の産休に伴う臨時教諭の配置、ひょうごっこグリーンガーデン実践事業の追加及び職員の異動等によるものでございます。

項5社会教育費、目6図書館費12万5,000円の減額につきましては、文化会館館長の館長兼務による賃金減額及び嘱託事務員賃金の追加によるものでございます。

目7会館管理費、節7賃金95万7,000円の追加につきましては、職員の産休に伴う臨時事務員賃金の追加によるものでございます。

目8歴史資料館費、節11需用費47万1,000円の追加につきましては、空調機及びカヤぶき屋根の修繕によるものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金19万3,000円の減額、項2特別交付金、目1特別交付金2,428万円の減額、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億5,174万2,000円の追加につきましては、交付決定によるものでございます。

特に特別交付金については、平成19年度に新たな項を設置して予算化したもので、国の減税政策によって地方負担が増大することから、地方へ交付していた減税補てん特例交付金にかわるもので、定率減税の廃止に伴い残

余となった国家予算約6,000億円を激変緩和措置として3カ年、平成19年から平成21年で2,000億円ずつ地方に交付を行うものでございます。平成18年度の減税補てん特例交付金を国家規模太子町分で案分し、たばこ税の増減を加味して算出していましたが、大きな差が生じたため補正するものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目3移譲事務市町交付金16万9,000円の減額につきましては、交付決定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

項2県補助金894万円の追加、項3県委託金54万3,000円の追加につきましては、各種補助金、委託金の過年度精算及び追加によるものでございます。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金573万7,000円の追加につきましては、平成18年度決算剰余金によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億4,228万7,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億5,751万4,000円の追加につきましては、平成18年度一般会計実質収支に伴うものでございます。

款20町債、項1町債、目2臨時財政対策債89万3,000円の追加につきましては、平成19年度臨時財政対策債に限り1,000円単位の起債が認められたことによるものでございます。

続きまして、3ページの第2表地方債補正について説明を申し上げます。

先ほど歳入の町債で説明いたしました臨時財政対策債に限り、今まで10万円単位だった起債が1,000円単位で認められたため、その端数を補正するものでございます。

以上で平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第37号 平成19年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第37号  
平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会  
計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第37号平成19年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は異動等に伴う人件費の補  
正と前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳  
出それぞれ4,450万7,000円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を27億9,926万4,000円とするも  
のであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰  
越金、諸収入の追加と、繰入金の減額であり  
ます。

歳出予算としましては、総務費、保健事業  
費、基金積立金、諸支出金の追加でありま  
す。

詳細につきましては、副町長より説明申し  
上げますので、慎重なる審議を賜り、原案の  
とおり議決いただきますようお願い申し上げ  
、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されま  
した議案第37号平成19年度兵庫県太子町国民  
健康保険特別会計補正予算（第1号）につい  
て、詳細説明を申し上げます。

今回の補正内容は、歳出では異動に伴う人  
件費の追加、国民健康保険被保険者証のカー  
ド化に伴う経費の増加、補助率10分の10の国  
保ヘルスアップ事業費の追加、財政調整基金

積立金の追加、償還金の追加等ございま  
す。

一方、歳入では、歳出予算の補正等に伴う  
もので、その他一般会計繰入金で財源調整を  
しております。

歳出からご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費、異動に伴う  
人件費293万円を追加いたしております。ま  
た、被保険者証のカード化に伴う経費として  
被保険者一人ひとりの被保険者証になること  
から印刷製本費67万7,000円の追加、役務  
費、通信運搬費2万5,000円の追加、業務委  
託料68万8,000円を計上いたしております。  
役務費の第三者行為求償事務共同処理手数料  
は、第三者行為求償事務の完了見込みにより  
手数料が不足する見通しであるため、11万  
6,000円を追加いたしております。電算の基  
幹業務システムが移行されるのに伴い、国保  
データを兵庫県国保連合会のデータと突合さ  
せ修正するための電算処理委託料等を12万  
9,000円追加いたしております。

款6保健事業費、目1保健衛生普及費は、  
国保ヘルスアップ事業費335万6,000円を追加  
しております。これは、平成20年度から保険  
者が特定健診、特定保健指導を実施するに当  
たり、今年度の国保ヘルスアップ事業に取り  
組んでいる経費でございます。

5ページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算  
金、目3償還金1,951万1,000円に追加いた  
しております。平成18年度の療養給付費等負担  
金実績により超過交付額972万7,709円を返還  
するものでございます。また、退職者医療療  
養給付費等事業実績により超過交付額978万  
3,796円を返還するものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げま  
す。

3ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財  
政調整交付金は、国保ヘルスアップ事業内容  
の追加により特別調整交付金330万円を追加

いたしております。

款8繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費で人件費、物件費を補正したことに伴い、456万5,000円を追加いたしております。節5その他一般会計繰入金は、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため、9,351万6,000円を減額いたしております。

款9繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金978万2,000円の追加は、平成18年度の退職に係る療養給付費等交付金の超過交付額の返還に充てるため財源を計上いたしております。

目2その他繰越金は、前年度繰越金として、目1療養給付費等交付金繰越金を除いた額1億1,544万7,000円を追加いたしております。

款10諸収入、目3退職被保険者等第三者納付金は、第三者行為の求償事務手続完了等により492万9,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第38号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第38号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と、前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ5,777万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億770万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、繰入金、繰越金、諸収入の追加であります。

歳出予算としましては、総務費、介護サービス事業費、基金積立金及び諸支出金の追加と、地域支援事業の減額であります。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第38号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で29万5,000円の追加、節3職員手当等で14万2,000円の追加、節4共済費で12万8,000円追加、節19負担金補助及び交付金で5万2,000円追加しております。また、介護福祉士の育児休業に伴う嘱託賃金として、節7賃金で215万1,000円を計上し、合計で276万8,000円追加いたしております。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費については、受託事業収入を受けたことにより財源組み替えを行っております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、共済組合費の負担率変更によるものとして、節4共済費で2万1,000円追加いたしております。

款5地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員の異動によるものとして、節2給料で26万5,000円の減額、節3職

員手当等で40万8,000円の減額、節4共済費で4万6,000円減額、節19負担金補助及び交付金で4万6,000円減額し、合計で76万5,000円減額いたしております。

5ページをお願いいたします。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成18年度から繰越金2,700万4,204円のうち、平成18年度の事務費繰入金精算分7万9,022円を除いた純粋な介護保険料の剰余金を決算剰余金処分積み立てとして2,692万5,000円追加し、平成19年度以降の給付費の財源に充てるため積み立てをいたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成18年度事業精算の結果、国庫、県費支払基金への返還金として2,882万6,000円計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、平成18年度事業精算の結果、331万7,000円追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成18年度事業精算及び平成18年度の事務費精算分並びに返還分を合わせて2,325万6,000円追加いたしております。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、介護老人保健施設に係る介護給付費の返還額として409万1,000円、それに伴う介護高額サービス費の返還金として10万4,000円計上し、合計419万5,000円計上いたしております。

款10諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入については、他市より受託した要介護認定調査業務の事業収入として4,000円計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第11、議案第39号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第39号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度精算に伴う歳入予算の補正であります。

内容としまして、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金を追加し、繰入金を減額するものであります。

支払基金交付金、国庫支出金、県支出金については、平成18年度老人医療給付事業の実績により精算交付されるもので、これに前年度繰越金を超えた額を一般会計繰入金で財源調整しております。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第12、議案第40号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第40号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,479万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、款繰越金、目繰越金を573万7,000円追加しております。

歳出予算としましては、款墓園事業費、目一般管理費573万7,000円を追加いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第13、議案第41号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第41号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億3,237万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の減額であります。

歳出の款下水道費、目一般管理費及び目公共下水道事業費とも異動等に伴う人件費の補正であり、歳入の前年度繰越金を加味し、一般会計繰入金で調整いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第14、議案第42号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第42号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であり、その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,090万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、前処理場費の追加であります。

歳出の款前処理場費、目前処理場管理費については、異動等に伴う人件費の補正と施設の維持管理の補正であります。この維持管理の内容としましては、排水流入管渠の床版補修工事65万3,000円、場内施設の出入り口シャッター取りかえ及び配電盤取りかえに20万

9,000円、場内窓ガラス取りかえに2万6,000円を計上いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第43号 平成19年度  
兵庫県太子町水道事業会  
計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第15、議案第43号  
平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予  
算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第43号平成19年度  
兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1  
号）について説明申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の  
補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的支出におい  
て職員の異動等により877万円を減額し、収  
益的支出総額を5億4,245万4,000円とするも  
のであります。

資本的支出においても職員の異動等により  
1,000円を追加し、資本的支出総額を7,325万  
7,000円としております。

また、資本的収入支出の不足額について  
は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする  
こととしております。そのほか、予算に合わ  
せて流用経費の額の変更を行っております。  
よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決い  
たいただきますようお願い申し上げます、提案説明と  
させていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ  
りました。

~~~~~

日程第16 議案第44号 政治倫理の

確立のための町長の資産等  
の公開に関する条例の一部  
を改正する条例の制定につ  
いて

議長（北川嘉明） 日程第16、議案第44号  
政治倫理の確立のための町長の資産等の公開  
に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第44号政治倫理の  
確立のための町長の資産等の公開に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について説明  
を申し上げます。

本案件につきましては、郵政民営化法及び  
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備  
等に関する法律により、平成19年10月1日か  
ら日本郵政公社を解散し、日本郵政株式会  
社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵  
便貯金銀行、郵便保険会社に民営化、分社化  
されます。

この改正の一つとして、郵便局で行われて  
きた郵便貯金業務は銀行法上の免許事業とな  
るため、通常の銀行と同じ預金として扱うこ  
とになり、「郵便貯金」を削除する改正を行  
うものでございます。

また、6月議会で可決いただきました証券  
取引法等の一部を改正する法律の未施行部分  
の改正を行うもので、金銭信託を有価証券の  
一部として取り扱うこととなるため改正する  
とともに、この削除による条ずれを改正する  
ものでございます。

施行日につきましては、法律の施行日が郵  
政民営化法関連につきましては、平成19年  
10月1日から施行、証券取引法等の一部を改  
正する法律については、平成19年9月30日か  
らの施行となっておりますが、いずれにしま  
しても実際の作成、公表は平成20年4月以降  
となりますので、影響がないため公布の日と

しております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第17、議案第45号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第45号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現行の水道料金は昭和56年6月に改定されて以来、今日まで26年間料金を据え置いておりますが、近年の社会経済情勢の変化による水需要の減少に伴う料金収入の減収、また老朽化施設の更新や安全、安心な水質を維持するための施設整備の経費等により、平成6年度に初めて収益的収支が赤字となり、平成9年度から平成13年度までの5年間、また平成15年度から平成18年度までの4年間赤字が続いており、平成18年度までの累積赤字は1億3,500万円に達しています。

このままの料金体系では、今後もこれ以上の大幅な財源不足が予想されるところであり、地方公営企業法の適用を受け、独立採算に徹すべき水道事業としまして、応分の負担を町民の皆様をお願いするものであります。

料金体系としまして、現行は用途別の単一従量制であります。家事用と業務用の区別が明確でない面があること等により、今回用途別を廃止し、基本水量つきの単一料金段階別逓増料金制に変更いたしております。

改正料金は、基本料金を1カ月当たり10立

米で900円とし、段階別料金では11立米から30立米を100円、31立米から50立米を105円、51立米から80立米を110円、81立米以上を120円とする4段階の設定として大口利用者に特定の負担を求めることとしております。

平均改定率は34.36%であり、月20立米使用の平均的な一般家庭の改定率を26.67%とし、平均改定率を下回るよう配慮いたしております。

なお、今回の水道料金の改定につきましては、行財政審議会に7月11日に諮問いたし、8月2日に改定につきまして妥当である旨の答申を受けております。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第45号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

改正理由といたしましては、現行の水道料金は昭和56年6月に改定されて以来、今日まで26年間料金を据え置いておりますが、近年の社会経済情勢の変化による水需要の減少に伴う料金収入の減収、また老朽化施設の更新や安全、安心な水質を維持するための施設整備の経費等により、現状の料金体系では大幅な財源不足が予想されるところであり、地方公営企業法の適用を受け、独立採算に徹すべき水道事業として料金改定を行うものでございます。

給水条例の改定内容につきましては、第19条では、用途別を廃止したことにより、見出し中の「中止、変更」を削り、用途に係する同条第1項第2号を削り、第3号を第2号に繰り上げております。第24条では、第1項第1号の水道料金について、現行の用途別の単一従量制を廃止して単一料金段階別逓増料金制に変更したことにより、料金表を改正いたしております。

基本料金として1カ月につき、基本水量10立方メートルまでを900円とし、従量料金では使用水量による段階別料金とし、1立方メートルにつき11立方メートルから30立方メートルを100円、31立方メートルから50立方メートルを105円、51立方メートルから80立方メートルを110円、81立方メートル以上を120円とする4段階になっております。同じく、第2項はメーター使用料の徴収について改定しております。

第26条では、用途に関係するところの見出し中の「及び用途」と、本文中の「及びその用途」を削り、第2号を削除し、各号を繰り上げております。第27条では、用途別を廃止したことにより削除をいたしております。施行日は平成20年1月1日といたしております。

経過措置につきましては、平成20年1月検針分はすべて旧料金で算定し、平成20年2月検針分は使用水量の2分の1を旧料金で、2分の1を新料金で算定いたします。施行日前の途中に使用を開始したときは、各日使用水量を均等として日割りで算定いたします。

算定基準といたしましては、日本水道協会の水道料金算定要領に基づきまして、算定期間として平成19年度から平成23年度までの5カ年とし、総括原価方式で算定をいたしております。

料金体系といたしましては、現行は用途別の単一従量制でございますが、家事用と業務用の区分が明確でない面がありまして、また、本来使用水量が家事用より業務用の方は多く、料金も高いことを想定しておりましたが、使用水量が15立方メートルから24立方メートルの間で家事用の方が高くなっており、用途別を採用している効果が少ないため、今回用途別を廃止し、基本水量つき単一料金段階別逓増料金制に変更をいたしております。

改定料金は基本水量を設定し、使用水量を段階別料金より大口需要者に一定の負担を求めることといたしております。

平均改定率は先ほども申し上げましたが、

34.36%であり、平均的な一般家庭月20立方メートルを使用の一般家庭ですが改定率を26.67%とし、平均改定率を下回る配慮をいたしております。

水道料金の改定により給水収益では平成20年度以降、毎年1億3,400万円の増収となりますが、事業費用を差し引きすると事業収益の純利益として平均4,800万円が生じることとなり、平成18年度末で1億3,500万円ありました累積欠損金が算定期間の平成23年度末には解消され、利益剰余金が730万円となる予定でございます。これにより、地方公営企業の円滑な事業運営と健全な財政の改革につながるものと考えております。

以上で給水条例の一部を改定する詳細説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

- ~~~~~
- 日程第18 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第19 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第20 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第21 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第22 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第23 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第7号 平成18年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第25 認定第8号 平成18年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

議長（北川嘉明） 日程第18、認定第1号  
平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決  
算の認定についてから日程第25、認定第8号  
平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の  
認定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 順次、提案理由の説明  
を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 認定第1号から第8号  
までの各会計決算の認定について、一括して  
説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成18年度兵庫県太子  
町一般会計歳入歳出決算について説明を申し  
上げます。

決算の概要としましては、歳入総額86億  
8,418万699円、歳出総額85億1,358万  
3,673円。

歳入歳出差し引き額は1億7,059万7,026円  
であり、繰越明許費として翌年度に繰り越す  
べき財源308万3,000円を差し引いた実質収支  
額は1億6,751万4,026円となっております。

歳入については、予算額87億1,394万  
8,000円、調定額91億2,223万5,274円に対  
し、収入済額86億8,418万699円、不納欠損額  
804万8,022円、収入未済額4億3,000万  
6,553円でございます。

また、歳出については、予算額87億  
1,394万8,000円に対し、支出済額85億  
1,358万3,673円、翌年度繰越額308万  
3,000円、不用額1億9,728万1,327円となっ  
ております。

続きまして、認定第2号平成18年度兵庫県  
太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に

ついて説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額25億7,697万  
8,503円に対し、歳出総額24億5,174万  
7,479円で、歳入歳出差し引き額は1億  
2,523万1,024円となっております。

歳入については、予算額25億5,204万  
1,000円、調定額27億9,173万4,566円に対  
し、収入済額25億7,697万8,503円、不納欠損  
額621万1,900円、収入未済額2億854万  
4,163円でございます。

また、歳出については、予算額25億  
5,204万1,000円に対し、支出済額24億  
5,174万7,479円、不用額1億29万3,521円と  
なっております。

次に、認定第3号平成18年度兵庫県太子町  
介護保険特別会計歳入歳出決算について説明  
を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額12億946万  
2,689円に対し、歳出総額11億8,123万  
9,485円で、歳入歳出差し引き額は2,822万  
3,204円であり、繰越明許費として翌年度に  
繰り越すべき財源121万9,000円を差し引いた  
実質収支額は2,700万4,204円となっております。

歳入については、予算額12億4,949万  
3,000円、調定額12億1,967万3,567円に対  
し、収入済額12億946万2,689円、不納欠損額  
39万5,800円、収入未済額981万5,078円でご  
ざいます。

また、歳出については、予算額12億  
4,949万3,000円に対し、支出済額11億  
8,123万9,485円、翌年度繰越額210万円、不  
用額6,615万3,515円となっております。

次に、認定第4号平成18年度兵庫県太子町  
老人保健特別会計歳入歳出決算について説明  
を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額18億3,219万  
5,069円に対し、歳出総額18億2,576万  
2,170円で、歳入歳出差し引き額は643万  
2,899円となっております。

歳入については、予算額18億4,885万  
3,000円に対し、調定額、収入済額とも18億

3,219万5,069円でございます。

また、歳出については、予算額18億4,885万3,000円に対し、支出済額18億2,576万2,170円で、不用額は2,309万830円となっております。

次に、認定第5号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,177万2,462円に対し、歳出総額1,603万4,452円で、歳入歳出差し引き額は573万8,010円となっております。

歳入については、予算額1,768万1,000円、調定額2,196万4,462円に対し、収入済額2,177万2,462円、収入未済額19万2,000円でございます。

また、歳出については、予算額1,768万1,000円に対し、支出済額1,603万4,452円で不用額は164万6,548円となっております。

次に、認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額17億3,638万4,889円に対し、歳出総額17億1,529万1,491円で、歳入歳出差し引き額は2,109万3,398円となっております。

歳入については、予算額17億7,890万5,000円、調定額17億7,291万1,542円に対し、収入済額17億3,638万4,889円、不納欠損額27万2,416円、収入未済額3,625万4,237円でございます。

また、歳出については、予算額17億7,890万5,000円に対し、支出済額17億1,529万1,491円、不用額6,361万3,509円となっております。

次に、認定第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1億5,015万9,976円に対し、歳出総額1億4,658万5,342円で、歳入歳出差し引き額は357万4,634円となっております。

歳入については、予算額1億4,939万7,000円に対し、調定額、収入済額とも1億5,015万9,976円でございます。

また、歳出については、予算額1億4,939万7,000円に対し、支出済額1億4,658万5,342円で、不用額は281万1,658円となっております。

最後に、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算について説明を申し上げます。

今年度の収益的収入は、給水量において家事用では微減、業務用は微増、工場用にあつては減少が大きく給水収益の減により、収益全体としましては前年度対比3.7%の減益となりました。

また、事業費用においては営業費用での6.8%の減、事業外費用での5.9%の減により、費用全体として前年度対比6.7%の減となりました。その結果、収益的収支の収入総額4億4,333万9,519円に対し、支出総額4億8,853万6,190円で、純損失は4,519万6,671円となりました。

一方、資本的収支におきましては、配水施設改良事業として老朽管の布設がえを行いました。

また、安全な水の供給から水源対策として施設の改良を行いました。

これらの財源といたしましては、企業債を充当いたしております。その結果、資本的収支の収入総額4,830万9,250円に対し、支出総額1億4,775万3,817円で、不足する額9,944万4,567円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしております。

以上、8会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、副町長、経済建設部長より、それぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されま

した平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

まず、最初に申し上げますが、主要施策の成果に関する調書に記載しております事項につきまして、重複説明になっている箇所もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、24ページの歳出からお願ひしたいと思ひます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節3職員手当等は、17年度と同様に議会改革により年額8%カットを議員期末手当において継続実施したことから大きな差はなく、対前年度でも8万8,000円余りの増加となっております。節10交際費15万5,000円は、慶弔費で7件、11万5,000円、賛助が5件、3万5,000円で前年度と比較してみますと渉外費は減の1件で1万円の減、慶弔費で減の22件、16万1,980円の減、賛助が5件で3万5,000円の増加となっております。

25ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費は、前年度と比べますと給料553万9,061円の増、職員手当等508万4,569円の減、共済費473万4,260円の増、合わせまして518万8,752円の増となっております。これは、職員数の1名の減少があるものの、一般職給の3%カットを平成17年度のみで廃止し、かわって地域手当を2%カットした変更によるものでございます。また、共済掛金の率に変更になったことに伴うものでございます。節10交際費222万3,225円、前年度決算額249万7,791円で減の27万4,566円でございます。

町・町長交際費であります。その内容は、渉外費38件、62万285円、慶弔費82件、96万円、賛助44件、56万5,100円、その他7件、7万7,840円となっております。節11需用費が前年度対比454万7,282円の増となっておりますが、印刷製本費のうち例規集の追録経費が352万3,440円増加したことが主な原因でござ

います。

27ページをお願ひいたします。

目5財産管理費、節13委託料で庁用自動車運行管理委託料143万2,693円は、平成17年10月より中型バス、マイクロバスの2台管理から、中型バスの置きかえリース化に伴い、マイクロバスの1台の管理となったことにより、対前年度比172万8,802円の減額となっております。同じく、節14使用料及び賃借料のうち庁用自動車借料318万8,115円は、排ガス規制に伴う中型バスの置きかえを平成17年9月より5年間のリース契約に基づいて支出したものでございます。

28ページをお願ひいたします。

目6企画費のうち、名誉町民推戴事業として105万3,868円を支出しております。これは、5月25日開催した名誉町民称号贈呈式の開催経費及び8月9日に斑鳩小学校、神奈川県茅ヶ崎小学校、群馬県向井千秋記念館の3カ所を結んで行ったテレビ会議の実施経費であります。支出額の内訳は、名誉町民記念品9万6,600円、需用費27万8,928円、テレビ電話中継、ビデオ作成等の委託料29万7,250円、文化会館使用料16万2,850円等でございます。名誉町民称号贈呈式は、文化会館大ホールにて開催し、参加者900名で会場は満員となりまして、盛況のうちに終わりました。

野口氏には「オンリーワン、ずっと宇宙へ行きたかった」と題した記念講演を行っていただき、宇宙での体験談、また夢を持ち続け、努力することの大切さを語っていただきました。また、テレビ会議では斑鳩小学校児童60名が参加し、野口氏とテレビ電話を通じて話をしたところでございます。

29ページ、目7電子計算機費、節13委託料のうち、業務システムプログラム修正委託料162万7,500円につきましては、地方税法の改正に伴い、老人医療費助成制度の所得要件が従来の住民税非課税者から住民税非課税者及び非課税措置の廃止に伴う経過措置対象者に改定されたことへの対応するためのシステム

プログラム修正業務委託料を94万5,000円と、医療制度改革により乳幼児医療費助成制度の対象年齢が小学校就学前までから小学校3年生までに変更されたことに対応するためのシステムプログラム修正業務委託料68万2,500円です。基幹業務システム調査設計委託料262万5,000円は、基幹業務システムのリプレイスに向けた現行システムの調査及び次期システムの基本設計業務委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

目9 防犯対策費、節18備品購入費5万9,000円は、防犯パトロールに使用します青色回転灯3台の購入費です。防犯推進委員による毎月の防犯パトロール及び小学生の帰宅時間に合わせた防犯パトロールに活用をいたしております。

31ページ、目12コミュニティー施設整備費820万1,000円は、参考資料の主要施策の成果に関する説明書に掲載しているとおりの補助をいたしております。

33ページをお願いいたします。

目2 賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料732万1,313円は、個人町県民税81件、153万5,413円、法人町民税47件、391万9,500円、固定資産税6件、182万4,800円、軽自動車税10件、4万1,600円を過誤納付還付金として還付いたしております。

議長（北川嘉明） ただいま、副町長による詳細説明中ですが、この際暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後0時59分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、詳細説明を求めます。

副町長。

副町長（八幡儀則） それでは、36ページをお願いいたします。

款民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節28繰出金1億9,344万7,246円は、

国民健康保険特別会計への繰出金です。繰出金の内訳は、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に8,744万4,896円、職員給与費等に3,711万6,350円、出産育児一時金等に1,390万円、財政安定化支援事業に498万6,000円、任意的な繰り出しとして、その他5,000万円でございます。保険税率の改正により、その他繰り出しが大幅な減となり、繰出金総額は前年度と比較してみますと9,165万5,603円の減となっております。

37ページをお願いいたします。

目2 老人福祉費、節28繰出金1億8,377万1,826円は、介護保険特別会計繰出金で、介護給付費に1億1,398万4,950円、職員給付費等に5,320万1,819円、事務費に1,536万6,057円、繰越明許費に121万9,000円を繰り出し、前年度と比較してみますと315万7,390円の減ということになっております。

38ページをお願いいたします。

目5 障害者福祉費、節8 報償費94万円及び節13委託料のうち369万3,000円は、障害児療育事業の指導員謝礼です。この事業は平成17年7月より町独自の事業として開始し、理学、作業、言語、心理の各療法に加えて、平成18年度から音楽療法を新たに始めております。また、節19負担金補助及び交付金のうち581万3,000円は、身体障害者の小規模通所援護事業補助金で、対象はさわやかなの部屋5名、延べ60名です。179万円は、知的障害者の小規模通所援護事業補助金で、対象はさおり工房1名、延べ12名と、緑の基地2名、延べ24名で、それぞれ運営費を助成いたしております。節19負担金補助及び交付金のうち101万5,500円は、広域事業である西播磨児童デイサービス先行実施事業の運営経費として本町が負担した金額でございます。節20扶助費のうち身体障害者補装具交付費276万6,933円は、交付が23件、251万1,979円、修理が13件、25万4,954円で、さらに身体障害児補装具交付費274万8,470円は、交付が39件、267万6,691円、修理が5件、7万1,779円です。

42ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2 保育所費、節13委託料のうち2,095万2,180円は、平成18年9月1日付で開所しました石海保育所運営委託料で、指定管理者である社会福祉法人明和福祉会に支出いたしております。

43ページ、同じく節15工事請負費5,792万9,655円は、待機児童の解消を目指して旧石海南幼稚園施設の耐震補強工事及び改修工事を実施いたしております。

46ページをお願いいたします。

目8 児童館運営費、節15工事請負費のうち832万3,350円は、昭和52年の開館以来29年が経過し、屋根防水の劣化、室内の雨漏り、外壁の剥離等が進行し、利用者に変な迷惑をおかけしておりましたので、改修工事を実施いたしております。

47ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節13委託料4,336万7,485円は、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診等、町民一人ひとりの健康に直結した事業を展開したものでございます。近年健康への関心が高まっている中、胸部検診、基本健康診査、B型、C型肝炎の受診者が増加傾向にあります。

49ページをお願いいたします。

目4 環境衛生費、節19負担金補助及び交付金6,018万2,000円のうち、揖龍保健衛生施設事務組合負担金、火葬場分でございますが、6,002万8,000円は、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,151万3,000円と火葬場施設の整備に係る経費3,851万5,000円です。

50ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、節10交際費2万5,000円は、慶弔費3件の支出で、前年度と比較しまして慶弔費で2万5,000円の増、渉外費で2万3,560円の減となっております。

52ページをお願いいたします。

目4 米生産調整推進費、節19負担金補助及び交付金うち、生産組織育成助成金120万円は、効率的な農業推進と生産性の高い水田営

農の確立のため、集落営農推進補助金としてブロックローテーション方式の2集落にそれぞれ20万円を、また集落営農方式の2集落に40万円を補助いたしました。

目6 農地費、節15工事請負費602万9,100円は、土地改良施設維持管理適正化事業で、林田川荒河井堰ゴム堰補修工事を行ったものでございます。

54ページをお願いいたします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、節13委託料の地形図修正作業委託料597万300円は、改正測量法により測量を行う場合の基準となる原点が日本測地系から世界測地系に移行したことにより、座標及び標高の変換、航空写真撮影、都市計画図修正等の作業を実施し、また総括図等の法定図書を大型プロッターの導入に伴う出力図データの作成を実施したものでございます。

55ページをお願いします。

項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節13委託料のうち、林田川堤防線外路面除草委託料573万8,250円は、一級河川林田川、二級河川大津茂川の河川堤防を町道として占用許可をいただき、そのうち維持管理として影響部分を含めた面積約6万7,000平方メートルの除草作業を実施したものでございます。節15工事請負費の町道維持補修工事費2,637万4,950円は、緊急性を要する都市計画道路沖代線のわだち部分の舗装補修として、東車線面積約5,000平方メートルの表層路盤の打ちかえを実施したこと並びに老朽化した平方歩道橋の補修工事として、面積約450平方メートルの塗装を実施したものでございます。

56ページをお願いいたします。

目4 幹線道路整備事業費、節13委託料の揖保線用地測量委託料1,340万4,300円は、都市計画道路揖保線の用地買収に対して、面積約10万6,000平方メートルの用地測量と既設の沖代墓地調査並びに物件調査を実施したものでございます。同じく、節17公有財産購入費の揖保線用地購入費3,345万6,998円は、用地取得に際して6名の地権者の合意が得られた

ので、面積2,069平方メートルの支払いをしたものでございます。

57ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目3下水道事業費、節28繰出金ですが、6億5,308万4,000円は下水道事業特別会計繰出金で、そのうち地方債償還金に6億3,141万5,402円を充当しております。また、前処理場特別会計へは1億3,095万6,000円を繰り出し、地方債償還に4,939万7,073円を充当いたしました。

58ページをお願いいたします。

目6土地区画整理事業費、節13委託料JR網干駅前土地区画整理事業調査設計委託料978万7,250円は、都市計画決定の作業内容として施工区域、公園、地区計画、用途地域、区域区分の法定図書を作成を実施したものでございます。

59ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10交際費5万3,980円は、消防団団長交際費であり、慶弔費12件、4万8,980円、渉外費1件、5,000円です。前年度と比較してみますと慶弔費で8件、3万7,820円の増、渉外費で1件、4,800円の減となっております。

60ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金のうち、消防施設整備費補助金349万6,000円は、消火栓の新設で北之町1基、小型動力ポンプつき積載車1台を蓮常寺自治会が購入、阿曾自治会が消防倉庫を建築し、その他消火栓器具等として23自治会にその補助をしております。

61ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費9万7,276円は、慶弔費10件、5万円、渉外費7件、4万3,476円、賛助費1件、3,800円です。前年度と比較しまして慶弔費で13件の減、金額にしまして9万1,590円の減、渉外費では3件の減で金額3万4,555円の減でございます。

62ページをお願いいたします。

目2事務局費、節19負担金補助及び交付金のうち日本スポーツ振興センター災害共済掛金297万7,390円ですが、平成17年度より掛金の一部の144万9,390円を保護者に負担をお願いいたしております。

63ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち、龍田小学校屋外便所改築外工事費1,776万750円は、屋外便所を改築するとともに校舎の下水道接続を行ったものです。また、同じく龍田小学校において障害児対策として校舎へのスロープ設置、便所改修等バリアフリー対策工事費として315万円を支出いたしております。また、17年度、18年度債務負担行為で実施しました斑鳩小学校北館改築工事費4億349万7,150円ですが、最終年度として本体工事、北館周辺工事等施工いたしました。

66ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2教育振興費、節7賃金のうち360万円は外国青年賃金で、平成17年8月からアメリカよりALTを招聘し指導に当たっていただいております。

67ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節13委託料のうち、スクールバス運行管理委託料415万2,750円は、太田幼稚園に統合しました旧太田東幼稚園と石海幼稚園に統合しました旧石海南幼稚園の園区の園児を対象に保護者の負担軽減と園児の安全確保のため運行している幼稚園スクールバスの運行管理委託料です。

68ページをお願いします。

目1幼稚園管理費、節14使用料及び賃借料のうちスクールバス借料174万2,580円についても、前ページで説明しました幼稚園スクールバスの借料でございます。

71ページをお願いします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節15工事請負費1,610万4,480円。この主なものは、これまで太田学童保育は小学校の余裕教室を利用し実施してはりましたが、児童増加

に伴い、この教室を普通教室に戻さなければならぬ状態になりました。そのため、学童保育室として新たにプレハブの教室2室を設置し、対応したものでございます。なお、18年度末の学童保育園在籍状況は、龍田は8名、斑鳩38名、太田は86名、石海は60名、合計192名でした。

72ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節13委託料680万4,600円は、町内遺跡の10カ所の試掘確認調査と斑鳩小学校北館改築事業に伴う斑鳩小学校遺跡の本発掘調査を実施したものでございます。

79ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4国民体育大会費、節19負担金補助及び交付金3,958万3,270円は、国民体育大会実行委員会負担金であり、のじぎく兵庫国体ラグビーフットボール競技会少年男子を総合公園陸上競技場において10月5日から9日まで5日間開催し、各都道府県の代表選手16チームが熱戦を繰り広げました。町民総参加による大会開催を目指し、太子国体サポーター471名の方々に登録をいただき、花いっぱい運動の展開や歓迎、応援運動、競技会運営にと大会成功に大きな役割を担っていただきました。また、交流事業には、町内の屋台3台の練り合わせ等を行いました。参加者は5日間で2万1,000余りでございました。

81ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費11億1,507万4,884円は、前年度と比べ7,683万2,105円の減となっております。これは情報通信格差是正資金貸付金償還金の減によるものでございます。

以上で歳出の説明は終わります。

続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

歳入決算、町税全体では個人町民税における定率減税の縮減や納税義務者の増加分、また企業業績の好況による法人町民税の増加分が固定資産税や町たばこ税の減少分を上回

り、収入は37億9,585万3,806円でありまして、前年度対比6,283万4,148円、1.68%の増となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税の収入済額は14億7,779万8,686円で、前年度対比は1億6,469万7,932円、12.54%の増となっております。

目1個人町民税は、収入済額が12億6,979万1,686円で、前年対比は1億3,760万7,132円、12.15%の増となっております。定率減税の2分の1縮減や高齢者の非課税措置の廃止等による納税義務者の増加によるものでございます。

目2法人町民税は、収入済額が2億800万7,000円で、前年対比2,709万800円、14.97%の増となっております。企業業績の向上により法人税割が増加したものでございます。

項2固定資産税は、収入済額が20億2,246万6,960円で、前年対比は6,642万1,460円、3.18%の減となっております。これは評価がえによる家屋の評価額の下落と工場の一部滅失が大きく影響いたしております。

項3軽自動車税は、収入済額が6,040万7,891円で、前年対比は263万8,691円、4.57%の増となっております。昨年に引き続き、乗用自家用軽自動車が増加したことによるものでございます。

項4町たばこ税は、収入済額が2億3,518万269円で、前年対比3,808万1,015円、13.94%の大幅な減となっております。昨年7月の税率改正以降の販売本数の減少によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1所得譲与税2億5,108万3,512円は、平成18年度において所得税収入額のうち、所得譲与税法に定められた額が地方へ譲与されたもので、昨年度に比べて1億3,869万3,512円の増額となっております。

項2自動車重量譲与税は、収入済額

7,499万円であり、前年対比では132万9,000円の減でございます。

また、項3 地方道路譲与税は、収入済額2,580万5,000円であり、前年対比では84万2,000円の減となっております。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、収入済額1,695万1,000円で、前年対比では704万1,000円の減、29.4%の減です。

款4 配当割交付金2,321万円、款5 株式等譲渡所得割交付金2,122万円の収入済みです。平成16年度から平成20年度までの間、道府県税に創設された配当金及び株式等譲渡所得割交付金について、それぞれ収入済額のおおむね95%の3分の2が配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金として交付されるものであり、それぞれ対前年度比で46.1%、7.2%と増加いたしております。

款6 地方消費税交付金は、精算後の県の地方消費税額の2分の1が交付されるもので、収入済額3億1,006万8,000円であり、前年度対比では1,788万2,000円の増、6.1%の増となっております。

7ページをお願いいたします。

款7 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額736万9,468円であります。前年対比では18万3,744円の減、2.4%の減です。

款8 自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の95%のうちで10分の7が市町村の道路延長面積で案分して交付され、収入済額は7,903万2,000円であり、前年度対比では1,014万3,000円の増、14.7%の増加となっております。

また、款9 地方特例交付金は、平成11年度に導入されました恒久減税の見込み額に4分の3を乗じた額から税制改正に伴うたばこ税増収見込み額を控除した額が交付されるもので、平成18年度においては児童手当の拡充がこの交付金で手当てされた反面、減税幅が2分の1となったことから、収入済額は7,866万6,000円であり、前年度対比では2,169万円の減、21.6%の減でございます。

款10 地方交付税は、収入済額14億4,582万

8,000円であり、前年対比では5,735万7,000円の減、3.8%の減です。普通交付税は、収入済額13億1,722万8,000円であり、前年度対比では4,035万7,000円の減、3.0%の減、特別交付税においても、収入済額は1億2,860万円であり、前年対比では1,700万円の減、11.7%の減となっております。

8ページをお願いいたします。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金、節2 児童福祉費負担金1億2,597万2,270円は、保育所児童保育料と保育所受託運営負担金並びに日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金でございます。保育料につきましては備考欄のとおりで、保育料徴収階層別で申し上げますと、平成19年3月末時点の在籍児童数は、1階層で2名、2階層で82名、3階層で34名、4階層で124名、5階層で122名、6階層で134名、7階層で23名、計521名となっております。

12ページをお願いいたします。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節3 保育所運営費負担金、現年度分7,178万9,280円は、年間延べ利用児童者数でゼロ歳児が357名、1歳、2歳児が1,712名、3歳児が1,276名、4歳児以上が2,583名、計5,928名に対する負担金であります。過年度分516万4,995円は、平成17年度実績に伴う精算追加交付でございます。

目3 教育費国庫負担金、節1 学校費負担金8,154万4,000円は、斑鳩小学校北館改築事業に係るもので、基準額の3分の1の国庫負担金です。

13ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目3 土木費国庫補助金、節1 道路橋りょう費補助金2,750万円は、都市計画道路揖保線に対する地方道路整備臨時交付金であり、事業費に対して10分の5.5相当額の交付金でございます。同じく節2 都市計画費補助金2,316万2,000円は、太子町総合公園に対する都市公園事業費補助金であり、補助率3分の1相当額の補助金でございます。

目4教育費国庫補助金、節1学校費補助金280万5,000円は、斑鳩小学校北館改築事業に係るもので、基準額の3分の1の国庫補助金でございます。

14ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目3移譲事務市町交付金の収入済額は170万2,660円で、前年度より126万2,350円、286.7%の増でございます。この要因は、平成18年度一般会計補正予算(第1号)6月定例会で補正いたしておりますが、県が行革の一環としまして今まで複数の交付金要綱に基づいて交付を受けていた県補助金が移譲事務交付金に統合されたことであり、17年度まで交付されておりました環境行政費市町交付金、長寿祝い金取扱事務交付金、建築確認受付事務市町交付金、屋外広告物条例等委任事務市町交付金、福祉のまちづくり条例委任事務市町交付金の5つの県補助金が統合されております。

15ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金のうち自治振興事業補助金は、民生費補助金で計上しています。保健福祉会館でのオストメイト対応トイレ整備事業の10万円、石海保育所耐震補強事業での300万円、また土木費県補助金で計上しています平方歩道橋整備事業で280万円など、計8件で総額1,290万円の収入済額でございます。

17ページをお願いいたします。

目7総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち自治振興事業補助金50万円は、名誉町民推戴事業として行った名誉町民称号贈呈式及びテレビ会議に係る経費に対する補助金でございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金3,959万862円につきましては、県に払い込んだ県民税の7%に対する3,763万2,689円、納税者への納税通知書等の費用として99万600円、過誤納付金及び前納報奨金として96万7,573円となっております。

19ページをお願いいたします。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1物

品売払収入、節1物品売払収入65万円、庁用バス売払収入につきましては、平成8年度登録の中型バスが自動車NOx法により平成18年7月に運行できなくなることから売り払いをしたものでございます。

項2基金繰入金、目2公共施設建設基金繰入金1億5,000万円は、斑鳩小学校北館改築事業の財源に、目3地域福祉基金繰入金6,583万6,000円は、石海保育所整備事業費及び児童館の防水・外装改修事業費の財源に繰り入れたものでございます。

20ページをお願いいたします。

款19諸収入、項4雑入、目1雑入、節1総務費雑入のうち成人病検診共済組合助成金95万588円は、25歳以上の共済組合員の成人病検診に対する助成であり、受診職員175人分でございます。17年度と比較しまして253万円ほど減収しておりますが、17年度で廃止した団体生命共済の配当金39万5,930円と職員厚生会の精算還付金200万6,983円の減によるものでございます。

21ページ、節2民生費雑入のうち障害児療育事業の個人負担金では、地域療育分が延べ1,059名の利用で52万9,500円、西播磨広域分が延べ24名の利用で1万2,000円となっております。節4農林水産業費雑入548万3,785円のうち522万円は、土地改良施設維持管理適正化事業交付金として農地費へ充当をいたしております。

22ページをお願いします。

款20町債、項1町債、目2土木債、節1道路橋りょう事業債は、龍野線整備に係るもので、7,500万円は国の補正予算債によるものでございます。町債は総額で7億4,040万円で、対前年度で2,200万円の減、2.9%の減となっております。

最後になりますが、23ページをお願いいたします。

目3教育債、節1学校建設事業債1億5,180万円は、斑鳩小学校北館改築事業に係るもので、起債充当率は90%となっております。

以上で認定1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。

続きまして、第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

当年度の決算は、一般会計からの従前のような財政支援が厳しい状況になり、保険税率の大幅な改正を行い、国保事業が将来にわたり安定的な事業運営ができるように努めてまいりました。平成18年4月から診療報酬の過去最大の引き下げ3.16%の改定があり、一般及び退職被保険者に係る療養給付費の支出が抑制されております。また、10月には県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で保険財政共同安定化事業が創設され、本町もこの事業に1億742万966円を拠出し、1億432万9,498円の交付を受けております。18年度の歳入歳出差し引き額は1億2,523万1,024円で、前年度より9,299万4,441円増加しております。増加の要因といたしまして、1つは保険税の収納率向上による増加、医療費精算による過年度分収入の増加、保険税調定額の増加、保険給付費の増加が少なかったこと、県支出金の大幅な増加、療養給付費負担金並びに療養給付費等公金の超過交付。以上のような理由で、翌年度への繰越額が増加しております。

それでは、7ページから歳出の説明から入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に要する経常的な経費であります。医療制度改革により国保システム変更委託料199万5,000円を支出いたしております。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。総務費のうち目2連合会負担金を除いた額3,711万6,350円を職員給与費等繰入金とし

て一般会計から繰り入れております。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は7億9,982万1,032円で、前年度より保険者負担金が250万6,826円減少いたしております。1件当たりの費用額は入院が増加しているのに対し、入院外は減少しております。また、1人当たりの費用額は入院、入院外とも減少いたしております。

目2退職被保険者等療養給付費は6億6,220万1,188円で、前年度より保険者負担金1,081万8,703円増加いたしております。1件当たりの費用額は入院、入院外とも減少いたしております。また、1人当たりの費用額も入院、入院外とも減少いたしております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は8,981万4,154円で、前年度より件数で11件減少、保険者負担分で774万3,326円増加いたしております。

目2退職被保険者高額療養費は5,152万5,331円で、前年度より件数で11件増加、保険者負担分で761万8,102円減少いたしております。

9ページをお願いいたします。

出産育児一時金、葬祭費の件数は、ともに前年度より増加いたしております。

10ページをお願いいたします。

款4介護給付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額4万7,578円に第2号被保険者数3,235人を乗じた額1億5,391万4,830円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額1億6,996万8,742円の納付をいたしております。第2号被保険者1人当たりの負担額の増加により納付金額は前年度より895万1,275円増加いたしております。

款5共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に前々年度及びその直前の2カ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額をもとに算出した兵庫県下に占める太子町の割合拠出率を乗じて得た額3,403万2,697円であります。平成18年4月に高額医

療費共同事業の対象医療費が従来のレセプト1件当たり70万円から80万円に引き上げられ、拠出金の額は前年度より457万1,627円減少いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、先ほど説明しましたように、平成18年10月に保険財政共同安定化事業が創設され、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費案分と被保険者数案分のそれぞれの太子町の割合、拠出率を乗じて得た額1億742万966円であります。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費であります。

款7 基金積立金は、国保財政調整基金から生じた預金利子1,167円を基金に積み立て、平成18年度末現在の基金残高は27万1,245円であります。

11ページをお願いいたします。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金は、平成17年度の一般被保険者に係る医療費の精算により、療養給付費負担金128万3,002円を返還いたしております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税は、保険税率の改正等により前年度より1億1,802万6,276円増加し、総額8億4,372万8,433円であります。医療給付費分及び介護納付金分の現年課税分は、一般分、退職分とも増加しております。一般分の医療分と介護分を合わせた現年課税分は5億2,117万2,970円で、前年度より4,677万1,655円増加しております。また、退職分の医療分と介護分を合わせた現年課税分は2億7,548万3,441円で、前年度より6,685万9,359円増加しております。退職分が一般分に比べて大幅に増加した要因は、保険税率の改正等のほかに退職被保険者の大幅な増加がございました。

4ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金の現年度分は4億5,670万6,481円で、前年度

より4,162万2,859円減少しております。減少の要因は、現年度分の国庫負担率が36%から34%に引き下げられたことと老人保健医療費拠出金の本年度概算医療費が大幅に減少したことによるものでございます。

目1 財政調整交付金は1億4,316万4,000円で、前年度より985万7,000円減少いたしております。交付率は前年同様9%で、普通調整交付金、特別調整交付金とも減少いたしております。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者の保険給付に対して交付されるもので、6億3,404万5,425円あります。前年度より2,579万5,643円増加いたしております。過年度の精算分3,166万1,425円が交付されており、翌年度への繰り越しが多額となった要因の一つであります。

款5 県支出金は1億1,368万9,821円で、前年度より3,446万5,138円増加しております。増加の要因は、財政調整交付金の交付率が5%から7%に引き上げられたことによるものでございます。普通調整交付金は7,797万5,000円、特別調整交付金は2,102万9,000円で、ともに増加しております。特別調整交付金では、住民の健康増進を図る事業として1,498万円の交付を受けております。

款6 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額80万円を超える高額医療を対象として、高額医療費共同事業の実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。高額医療費共同事業交付金は3,557万6,654円で、前年度より1,271万2,672円増加いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり交付基準額30万円を超える医療を対象として、保険財政共同安定化事業の実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。この事業は、先ほど説明しましたように、県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で平成18年10月に創設され、本年度の保険財政共同安定

化事業交付金は1億432万9,498円でございます。繰入金につきましては、繰入金の内訳は制度的に繰り入れるものが1億4,344万7,246円、任意的に繰り入れるものが5,000万円であります。任意的な繰り入れ、その他一般会計繰入金は、町の財政事情により、前年度より大幅に減少いたしております。国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう保険料の収納率向上並びに保険事業の推進に関係部署と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

6ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,061万6,247円については、介護保険担当職員給与4名分と介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料でございます。

目2連合会負担金13万7,124円については、国保連合会会員負担金均等割4万1,310円、第1号被保険者割9万5,814円であります。

7ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費、節12役務費114万235円については、介護保険料納付書、賦課決定通知書、納付証明書のほかの郵送料でございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節1報酬268万7,500円については、介護認定審査会の委員報酬であります。認定審査会を45回開催し、延べ1,015件の審査をし、平成19年3月末現在で、763人の要介護、要支援と認定された方がおられます。

目2認定調査費、節12役務費439万5,280円については、主治医意見書の作成手数料で、新規の在宅167件、施設201件、継続の在宅493件、施設158件、計1,019件の手数料でございます。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護

サービス費については、要介護1から5と認定された方への居宅介護サービス給付費として延べ7,519人、3億7,102万2,995円、施設介護サービス給付費として延べ2,483人、4億9,632万3,030円、特例施設介護サービス給付費として延べ1人17万1,431円、居宅介護福祉用具購入費として延べ51人、145万8,629円、居宅介護住宅改修費として延べ27人、549万7,845円、居宅介護サービス計画給付費として延べ3,685人、4,104万3,147円、地域密着型介護サービス給付費として延べ295人、5,337万2,162円を支出しており、合わせて9億6,888万9,239円でありませぬ。

8ページをお願いいたします。

目2予防サービス費については、要支援と認定された方への介護予防サービス給付費として延べ1,656人、4,435万8,859円、地域密着型介護予防サービス費として延べ12人、155万5,461円、介護予防福祉用具購入費として延べ27人、47万210円、介護予防住宅改修費として延べ27人、346万9,814円、介護予防サービス計画給付費として延べ1,258人、621万9,989円支出しており、合わせて5,607万4,333円であります。

目3高額介護サービス費については、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費で、延べ1,585人分で1,477万2,807円を支出しております。

目4特定入所者サービス費については、低所得の方の介護保険サービスに係る自己負担額の一定額以上を支給する特定入所者サービス費として延べ980人分で2,667万9,890円、特定入所者介護予防サービス費として延べ1人分で2,190円を支出しており、合わせて2,668万2,080円であります。

目5審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査業務の手数料として延べ1万6,595人、5件分、148万9,392円を支出いたしております。

9ページをお願いいたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費、節13委託料319万1,200円については、介護予防ケアプラン作成業務委託料として延べ792人分を支出いたしております。

款4財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金、目1財政安定化基金拠出金116万7,101円については、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう、県の基金に積み立てるものでございます。

款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費、節13委託料、介護予防教室委託料については、町内のランチ型介護支援センターに委託して、18年度は4回開催し、12万円支出いたしております。介護予防事業委託料については、高齢者に体力づくりやレクリエーションを提供するいきいき教室を委託し、延べ2,325人が利用し、697万5,000円を支出いたしております。

10ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費、節13委託料199万2,000円については、65歳以上の家庭を訪問し、現況の聞き取り調査及び相談業務を委託し、延べ648人分を支出いたしております。

11ページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成17年度保険給付費の精算の結果、介護給付費交付金返還金317万884円、介護給付費負担金返還金268万9,102円、事務費交付金返還金1,000円を支出いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料の収入済額については、節1現年度分として特別徴収保険料2億4,577万9,165円、普通徴収保険料2,860万2,455円、節2滞納繰越分保険料として80万5,300円の収入済みであり、合計で2億7,518万6,920円であります。また、収入済額については、現年度分と滞納繰越分を合わせて981万5,078円となっております。

り、徴収率は96.4%でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬として487万5,000円の収入済みでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から申し上げます。5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人件費と物件費であります。人件費は、医療事務専門員として雇用しているレセプト点検嘱託職員1名分の賃金であります。物件費は、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託している老人保健医療事務共同電算処理委託料、法改正により平成18年10月から自己負担割合が2割から3割に変更になったことなどに伴う老人保健システムプログラム修正委託料、受給者への医療費通知、高額医療費のお知らせ等に係る郵送料、第三者求償事務取扱手数料ほかでございます。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費は17億7,326万8,350円で、前年度より1,420万2円の減額でございます。老人保健の受給者は平成19年3月31日現在2,476人で、1人当たりの費用額は71万6,183円、1件当たりの費用額は2万8,169円であります。

目2医療費支給費は2,408万6,550円で、前年度より312万5,656円の減額でございます。1人当たりの費用額は9,728円、1件当たりの費用額は8,885円であります。

目3審査支払手数料701万1,415円で、前年度より12万5,902円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項1償還金、目1償還金は、過年度分の返還金で、支払基金医療費交付金返還金が1,514万3,134円、国庫事務費負

担金返還金が4,000円で、合わせて151万7,134円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金は9億8,026万1,000円で、前年度より9,123万2,165円の減額でございます。これは平成14年10月の老人保健法の改正によりまして、平成18年10月診療から医療費に係る交付金の負担割合が54%から50%に減ったためでございます。

目2審査支払手数料交付金は、社会保険診療報酬支払基金審査支払手数料交付金707万3,175円で、前年度とほとんど変わっておりません。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金は5億3,821万9,882円で、前年度より5,642万686円の増額でございます。これは平成18年10月診療から医療費に係る交付金の負担割合が600分の184から600分の200に増えたためでございます。

項2国庫補助金、目1事務費補助金は、老人医療費適正化推進事業事務費補助金121万1,000円で、前年度より33万1,000円の増額でございます。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金は1億3,720万9,132円で、前年度より1,372万3,754円の増額でございます。これは平成18年10月診療から医療費に係る交付金の負担割合が600分の46から600分の50に増えたためでございます。

4ページをお願いいたします。

款6諸収入は、交通事故の被害者6名分の第三者納付金707万9,363円、1名分の不当利得返還金359万6,423円ほかでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、4ページの歳出をお願いいたしま

す。

款1墓園事業費、目1の一般管理費の868万7,877円ですが、主に一般会計への繰出金として855万8,000円と墓園管理料の納付書郵送料として役務費7万5,230円であります。

目2の墓園管理費734万6,575円ですが、除草作業、ごみ処理等の清掃管理委託や樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植栽管理委託、また自治会への車どめ開閉業務委託として559万6,900円となっております。また、墓所返還金155万5,000円は、祭祀を継ぐ者が遠方へ転居し、将来的に維持管理が困難になるなどの理由で4基の返還によるものでございます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1の使用料及び手数料の墓園使用料は1,252万円で、永代使用料16基分でございます。平成18年度末の応募状況は827基であります。墓園手数料につきましては、820基分の560万8,000円と過年度分2万4,000円でございます。

以上で平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方から認定6号、7号、8号の説明をさせていただきます。

最初に、認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、6ページの歳出からお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費の節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金でございますが、15年度から単年度精算となっております。負担水量は363万7,431.75立方メートルに對しまして1億7,145万2,240円の支出となっております。1立方メートル当たりの単価は当初56円を予定

しておりましたが、精算によりまして47円強となっております。

次に、7ページをお願いします。

目2公共下水道事業費の節13委託料につきましては、平成16年度に施行しました面整備工事の家屋事後調査及び下水道情報化システム構築業務委託、合計691万9,500円の支出でございます。節15工事請負費でございますが、平成18年3月31日をもちまして太子町の下水道事業の面整備工事はおおむね完了いたしましたので、平成18年度はこの工事請負費の約83%が平成17年度面整備工事箇所の舗装復旧工事でございます。残りの約17%が田中及び竹広の区画整理地内の下水管布設工事と公共ます設置工事等で、総額3億7,234万2,212円の支出でございます。

次に、8ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金でございますが、姫路市と太子町との下水処理に関する協定に基づきます汚水長松幹線管渠築造工事負担金としまして1,696万8,570円でございます。また、同じく姫路市との協定に基づく県立太子高校の北側の雨水3・4号幹線の工事負担金としまして976万6,836円でございます。

目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川流域下水道建設負担金としまして、流域の事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものがございます。管渠につきましてはその7.44%、処理場につきましてはその9.82%が太子町の負担割合となっております。平成18年度におきましては、A系の沈砂池設備工事の繰越分、またA系の中央監視電気設備工事、管渠漏水対策工事等の負担で3,226万9,447円となっております。前年度比約1,640万円の減となっております。また、県移管に伴う償還金負担としましての兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金として2,163万594円の支出となっております。前年度比約210万円の減となっております。

次に、款2公債費、目2利子につきましては、長期債利子償還金として4億5,138万455円、一時借入金としまして5億円を借りました利子で62万3,287円の支出でございます。前年度比約1,170万円の増でございます。

続きまして、3ページの歳入をお願いします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、平成18年4月に供用開始いたしました区域の受益者負担金でございます。2,398万8,900円を収入いたしております。また、糸井地区下水道工事後舗装復旧工事に係る姫路市分の工事負担金としまして63万4,680円を収入いたしております。次に、節2下水道費過年度負担金につきましては、収入済額が113万700円となっております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料、節1現年度分の下水道使用料といたしまして、有収水量292万5,002立方メートルに対しまして収入済額が3億9,376万3,889円となっております。対前年度比、水量では9.0%、使用料金では11%の増となっております。節2の下水道過年度使用料につきましては、403万3,806円の収入済みとなっております。

次に、項2手数料、目1下水道手数料につきましては、公認業者、責任技術者の新規登録手数料、合わせまして62万円、公認業者更新手数料が8社で24万円、責任技術者更新手数料が8万円、納付証明等の手数料が2,300円、合計しまして94万2,300円となっております。

款3国庫支出金、目1下水道費国庫補助金につきましては、現年の公共下水道事業補助金が6,000万円でございます。これは先ほど歳出のときに説明させていただきました工事請負費や事務費等に充当しております。

次に、4ページをお願いします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が6億

5,308万4,000円となっております。対前年度比7,797万円の減となっております。

款6 諸収入、目1 雑入におきましては、平成17年度の消費税申告によります消費税還付金と賦課加算金を合わせまして3,114万7,771円、2 個目の公共ます追加設置費としまして1 個分9万5,000円の収入済みとなっております。

款7 町債、目1 下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び平成18年度に新規に申請しました資本費平準化債を含めまして5 億1,930万円の収入済みとなっております。前年度比7 億7,630万円の減となっております。

続きまして、認定第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、3 ページの歳入からご説明申し上げます。

款1 使用料及び手数料、目1 下水道使用料は、有収水量5万7,612立方メートルに対しまして、使用料単価が1立方メートル当たり210円でございますので、1,209万8,520円の収入済みとなっております。対前年度比は有収水量では485立方メートルの減でございますが、前年の使用料単価が200円のため、使用料では47万9,120円の増額となっております。

款2 繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては1 億3,095万6,000円となっております。対前年度比では2,676万1,000円の減額となっております。

款5 町債、目1 下水道債につきましては、流域下水道事業債でございまして、流域下水道建設事業の前処理場会計負担分200万円でございます。

次に、5 ページの歳出をご説明いたします。

目1 前処理場管理費の節11 需用費の消耗品でございますが、皮革汚泥を絞って脱水するろ布がすり切れたため、取りかえ用等の機械消耗品購入費120万7,570円の支出でございま

す。前年度比約77万円の増となっております。また、硫化水素対策といたしましてpH調整のため、苛性ソーダ購入費56万7,807円の支出でございます。前年度比約22万円の減となっております。また、光熱水費の電気料は471万7,223円の支出でございます。前年度比約20万円の増となっております。節13 委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託料としまして5,796万円の支出でございます。前年度比252万円の減となっております。節19 負担金補助及び交付金の損保川流域下水道維持管理負担金ですが、15年度から単年度精算となっております。排水量7万602立方メートルに対しまして683万4,002円の支出となっております。対前年度比、水量では1万429立方メートルの減になり、負担金では約143万円の減額となっております。1立方メートル当たりの単価は、当初115円を予定しておりましたが、約97円となっております。

次に、6 ページをお願いします。

目2 流域下水道事業費につきましては、平成12年度より流域下水道建設負担金を下水道特会と計画処理水量によりまして案分しております。その負担金は328万8,075円となっております。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の県移管に伴います償還金負担としまして294万9,626円を支出しており、また搬出しました汚泥焼却量は156.42トンに対しまして、その負担金は340万3,000円となっております。

次に、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1 ページから4 ページまでは収益的収支及び資本的収支について予算との対比の上で消費税込みで作成しております。

1 ページ、2 ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、事業収益において予算額5 億2,288万3,000円に対し決算額4 億6,533万1,042円となり、5,755万1,958円の減

収となりました。この主な要因としては、給水収益における工場用の大幅な減収によるものでございます。

一方、支出の状況は、事業費用において予算額5億7,207万4,000円に対しまして決算額は4億9,770万7,390円となり、不用額は7,436万6,610円となりました。この主なものとしましては、営業費用、営業外費用における経費減によるものでございます。

3ページ、4ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額4億2,500万円に対し決算額は4,830万9,250円で3億7,669万750円の減でございます。この理由といたしましては、建設改良費における導水管整備事業の未施行に伴う起債額の減によるものです。

一方、下段の支出においては、予算額5億3,084万3,000円に対し決算額1億4,775万3,817円となり、不用額3億8,308万9,183円になりました。この主なものとしましては導水管整備事業の未施行に伴います工事請負費の残額によるものでございます。

資本的収入額4,830万9,250円が資本的支出額1億4,775万3,817円に対して不足する額9,944万4,567円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額317万3,338円、過年度分損益勘定留保資金9,627万1,229円で補てんしております。

詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は19ページ以降に税抜きで掲載しております。また、資本的収入及び支出については27ページ、28ページに税込みで掲載しております。

次に、5ページをお願いいたします。

資金収支表でございます。平成18年度の1年間に受け払いのありました事業資金の項目別明細でございます。

受入資金の内訳は、前年度からの繰越金が8億6,137万9,469円、事業収益は4億1,121万4,231円、資本的収入では4,740万9,250円、未収金では平成17年度末の未収金

3億3,885万1,501円を収納しており、有価証券では資金運用しておりました証券の解約による1億70万円、預かり金4億3,769万9,861円を徴収事務を受託しております下水道使用料でございます。

一方、支払い資金の内訳でございますが、事業費用においては3億2,204万8,630円、資本的支出では9,378万3,817円が支払い済みでございます。そして、平成17年度末の未払金8億622万6,732円を支払いし、有価証券では資金運用として兵庫県公債を9,996万円で購入し、下水道使用料としての預かり金を3億8,017万1,079円支払っております。

総受入資金21億9,725万4,312円に対し総支払い資金17億285万3,364円となり、差し引き額4億9,440万948円を平成19年度へ繰り越ししております。この額は9ページの貸借対照表、流動資産の現金預金の額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成18年度損益計算書で、収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。

1、営業収益4億4,282万4,030円から2の営業費用4億4,387万8,800円を差し引いた営業利益はマイナスの105万4,770円であり、これに3、営業外収益46万8,289円と4の営業外費用4,357万9,910円を加減した経常損失は4,416万6,391円となり、5、特別利益と6の特別損失を加減した当年度純損失は4,519万6,671円となりました。前年度繰越欠損金8,981万6,377円を加算いたしますと、当年度未処理欠損金は1億3,501万3,048円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書をお願いいたします。

利益剰余金の部で、1、減債積立金、2、利益積立金、3、建設改良積立金においては前年度繰入額及び当年度処分量はありません。利益剰余金積立合計は4億1,308万5,576円となっております。4、欠損金は、前年度欠損金処理計算を行った額の再計上であり、繰越欠損金として8,981万6,377円であります。

8ページの資本剰余金の部でございます。

1、受贈財産評価額の当年度発生高は、14ページ、15ページの受贈財産評価額内訳明細書のとおりでございます。宅地開発により寄贈された配水管、配水支管等7件の評価額でございます。

2、工事負担金の当年度発生高は、資本的収入で受け入れた工事負担金であります。繰越資本剰余金として合計48億3,227万6,414円となっております。

次に、平成18年度欠損金処理計算書(案)でございます。当年度未処理欠損金は1億3,501万3,048円は、地方公営企業法第32条の2及び同施行令第24条の3第1項の規定により利益積立金を繰り入れして欠損金処理をしますが、今年度は利益積立金繰入額がありませんので、1億3,501万3,048円を翌年度繰越欠損金処理としたいので、よろしく願います。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

平成18年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成18年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部、1、固定資産の有形固定資産については資本的支出に経理されたものが各項目別に計上しており、明細については29ページ、30ページの固定資産明細書に掲げておるとおりでございます。

次に、2、流動資産、1、現金預金4億9,440万948円は、先ほど5ページ、資金収支表の翌年度繰越資金の額と一致いたしております。

2、未収金は、平成18年3月31日現在で4,621万9,305円であり、この主なものとしましては、水道料金約2,583万円、加入金約52万円、他会計負担金約1,961万円等でございます。

3、有価証券につきましては、資産運用といたしまして兵庫県公募公債に投資しており

ます現在高でございます。

資産の合計は72億9,432万4,265円となります。

10ページの負債の部ですが、4、流動負債、1、未払金7,013万4,948円の主なものとしまして、西播磨水道企業団からの受水費406万7,705円、取水ポンプ購入費183万7,500円、未払い消費税961万5,300円、立岡山北配水池ほか調査委託料997万5,000円、吉福水源地着水井屋根設置工事に係る工事請負費で4,074万円と実施設計委託料141万7,500円等でございます。

2、預かり金5,752万8,782円は、下水道使用料でございます。

負債合計額は1億2,766万3,730円となっております。

次に、資本の部です。

5、資本金、1、自己資本金については、地方公営企業法施行令第25条の規定に基づいて積立金の処分額及び法適用時の一般会計からの引き継いだ額の累計です。

2、借入資本金は企業債の未償還残高です。これにつきましては最後の34ページ、企業債明細書に掲げております。

資本金合計額は20億5,541万1,593円となります。

6、剰余金については、先ほどの7ページ、8ページでご説明申し上げたとおりでございます。

剰余金合計額51億1,034万8,942円となります。

以上、資産、負債、資本の状況で、資産と負債資本の合計額がそれぞれ72億9,342万4,265円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

事業報告書でございますが、概況では平成18年度の経営及び事業実施の概要を文書で表現しております。

12ページ、2、議会議決事項は、平成18年度中に議会へ提案させていただいた議案であ

ります。

4、職員に関する事項は、平成19年3月末現在の職員の職階級別に掲げております。

次に、13ページには建設改良工事を掲げておりまして、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細でございます。

14ページ、3、保存工事の概況ですが、これは漏水修理等の件数でございまして、今年度18年度は80件行っております。

4、受贈財産評価額内訳明細書については、先ほどの資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等による寄贈された配水管、配水支管等の7件の評価額でございます。

16ページ、3、業務でございます。

1、業務量は対前年度比で掲げております。用途別給水量では、第1種家事用が0.03%の減、第2種業務用が0.1%の増となり、第3種工場用では8.4%の大幅な減となり、全体としては2.1%の減となっております。今後の水需要については、節水意識の定着、節水機器の普及、産業構造の変化等により減少傾向にあると考えています。

17ページ、2、事業収入に関する事項、事業費に関する事項については、区分別に前年度との対比であります。事業収入では、給水収益の水道使用量の減により全体として1,695万3,779円、3.7%の減収であります。一方、事業費では、営業費用が6.8%の減、営業外費用が5.9%の減、特別損失が9.6%の減により、全体として3,533万3,834円、6.7%の減額となっております。

18ページ、4、会計でございます。

2、企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございまして、借入総額18億1,260万円に対し、平成18年度末現在の未償還残高は12億3,307万7,560円となっております。

次に、19ページをお願いします。

これからは収益的費用に係る明細です。主なところのみ申し上げます。

給水収益の水道使用料は、使用水量の落ち

込みにより対前年度比1,938万3,935円の減収となり、その他の営業収益が加入件数の増により対前年度比490万3,691円の増収となりましたが、事業収益としては対前年度比1,695万3,779円の減収であります。

21ページからは事業費用でございます。

原浄水費は前年度対比191万6,390円の減です。光熱水費では老原浄水場下水道使用料により336万3,828円の増、委託料では安全な水の供給から水質検査の関係法令の定めにより、一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で、原水及び供給水の全項目等は東邦微生物研究所、県立健康環境科学研究センターで実施しており、結果はいずれも水道法に定める水質基準値以下でありました。検査費用として363万6,766円を支払っております。

修繕費においては、各水源地や配水池の電気、機械等の施設の点検により不良及び故障箇所の取りかえ修理を行い、安定供給に努めました。主なものとして、吉福水源地の非常用発電機配線修理、送水ポンプ取りかえ修理、ポンプモーターの取りかえ修理、着水井内の清掃、立岡山中継ポンプ修理、施設整備により中央監視装置の移設等をしております。前年度対比20万7,000円の減となっております。

動力費は、全施設の電気使用量として303万4,030キロワットでございますが、年間配水量の減量、老原浄水場施設の整備、夜間電力の活用にもより減額となっております。

受水費につきましては、西播磨水道企業団から年間20万3,000トン、兵庫県企業庁から日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、安定供給に努めており、費用は9,896万8,501円となっております。

次に、配水費は前年度対比64万763円の減です。

施設調査費については、町内の送配水管延長約16キロメートルの漏水調査を実施し、取水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等の漏水把握に努めました。調査結果は、異常音及び漏水音が発見されませんでした。今後有収

率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が必要、重要だと考えております。

23ページ、給水費は、前年度対比227万3,981円の減です。今年度は検査満了メーターの交換において事業の業務状況や対象件数が少なかったことから、職員対応で行い、経費の節減に努めました。

総係費は、前年度対比1,187万8,096円の減です。行革に伴う事務の統合から、人件費の減によるものでございます。

25ページ、目、減価償却費については、地方公営企業法施行規則第8条による償却方法等を採用しており、前年度対比では5,201万2,260円の増額となっております。老原浄水場施設の整備完了によるものでございます。

26ページ、営業外費用、目、支払い利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金18件分、2,308万6,496円、公営企業金融公庫分として22件、1,653万3,414円で、前年度対比129万79円の増となっております。

次に、27ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入では、目、工事負担金につきましては、給水工事関係、消火栓設置による負担金であります。配水施設整備事業の財源充当として、企業債を4,450万円を借りております。

資本的支出では、目、配水施設改良費の工事請負費につきましては、13ページの2、工事の費用4,582万8,300円を支払っております。

目、固定資産購入費では、機械及び機械装置購入費として吉福水源地ほかの施設の機械及び装置等に老朽化によるふぐあい等が生じたため更新しております。車両及び運搬具購入費につきましては、公用自動車の1台更新をしております。

目、企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金18件分の5,298万1,350円、公営企業金融公庫16件分の612万2,229円を支払っております。前年度対比1,422万8,614円の減

であります。

29ページ、30ページは固定資産の明細書でございます。9ページの貸借対照表、資産の部、有形無形固定資産の明細であります。

31ページは事業費用に掲げている科目ごとの人件費の明細であります。

32ページは款、事業費用4億8,853万6,190円の節ごとの構成費でございます。

33ページは補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補てんする財源でございます。平成19年度に繰り越す額は6億2,652万4,760円でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これで日程第18、認定第1号から日程第25、認定第8号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、平成18年度一般会計、特別会計及び企業会計の8会計決算については、法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

改發一郎代表監査委員。

代表監査委員（改發一郎） それでは、平成18年度各会計の決算審査意見書の総括部分のみ読み上げさせていただきたいと思えます。

平成18年度兵庫県太子町一般会計、特別会計決算審査意見書。

1、審査対象、(1)平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、(2)平成18年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介護保険、老人保健、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の6特別会計、(3)附属書類、平成18年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、証書類。

2、審査期間、平成19年7月19日から平成19年8月13日まで。

3、審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査した。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査した。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

4、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認した。

また、基金の運用状況はその設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めた。

審査の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでございますので、ご清覧いただきたいと思ひます。

次に、水道事業会計の審査意見書でございますが、本会計につきましても総括部分のみを読み上げさせていただきますと思ひます。

平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見書。

1、審査対象、平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

2、審査期間、平成19年7月24日から平成19年8月13日まで。

3、審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて、計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査した。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施した。

4、審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認いたしました。

審査の個別意見につきましては、以下をご清覧くださるようお願いいたします。

以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時46分）